

八王子市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。)が実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)を提供した者等(以下「ドナー」という。)に対し、毎年度の予算の範囲内において八王子市骨髄移植ドナー助成金(以下「助成金」という。)を交付することにより、骨髄等の移植の推進及びドナー登録の増加を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次に掲げる要件の全てを満たすドナー

ア 骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業にドナー登録を行い骨髄等の提供を完了した者(最終同意後に骨髄等の提供が中止になった者を含む。)であること。

イ 骨髄等の提供を完了した日(最終同意後に骨髄等の提供が中止になった場合にあつては、中止となった日(以下「提供日」という。))において市内に住所を有していること。

ウ 他の自治体等が実施するこの要綱による助成金と同様の趣旨の助成金等を受けていないこと。

(2) ドナー(個人事業主を除く。)が勤務する国内の事業所等(国, 地方公共団体及び独立行政法人並びに骨髄等の提供に伴う休暇の取得が可能な事業所を除く。以下「事業所」という。)。ただし、前号に掲げる者が従事している国内の事業所が2以上あるときは、当該者が指定した事業所とする。

2 前項の規定にかかわらず、八王子市暴力団排除条例(平成23年八王子市条例第23号)第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第1号に規定する暴力団又はこれらの者と密接な関係を有する者は、助成の対象としない。

(助成の額及び内容)

第3条 助成金の額は、骨髄等の提供のための通院、入院及び面談(以下「通院等」という。)の日数にドナーについては2万円を、事業所については1万円を乗じて得た額とする。

2 前項の通院等の日数は次に掲げる通院等の日数を合計したものとし、その上限は7日とする。

(1) 健康診断のための通院

(2) 自己血貯血のための通院

(3) 骨髄等の採取のための入院

(4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院等

3 前項各号の日数には、骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係る通院等の日数を含まないものとする。

(交付申請)

第4条 助成を受けようとするドナーは、八王子市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書(ドナー用)(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったこと(最終同意後に骨髄等の提供が中止になった場合にあつては、最終同意をしたこと)を証する書類

- (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 助成を受けようとする事業所は、八王子市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書(事業所用)(第2号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。
 - (1) ドナーとの雇用関係の確認できる書類
 - (2) ドナーが助成金の交付を申請しない場合にあつては、前項第1号の書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項の規定による申請の期限は、前条第2項の最終日の翌日から1年以内とする。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに審査を行い、交付の決定をするときは八王子市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書(第3号様式)により、不交付の決定をするときは八王子市骨髄移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、八王子市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書(ドナー用)(第5号様式)又は八王子市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書(事業所用)(第6号様式)により、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、申請者が虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたと認められるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(事業の見直し)

第8条 東京都医療保健政策区市町村包括補助事業実施要綱の本事業に関する制度改正があるときは、事業内容を見直すものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成31年(2019年)4月1日から施行する。